

会員の皆様へ!!

平成31年 4月 1日

(一社) 滋賀県トラック協会

働き方改革関連法改正に伴う年休5日取得義務化について

～「就業規則」の変更届ではお済みですか!!～

昨年6月の働き方改革関連法の改正に伴い、使用者は10日以上年次有給休暇が付与されている労働者に対し、本年4月1日から、原則その内の5日について、毎年時季を指定して与えなければならないこととなりました。

このことに伴い、貴社の就業規則の変更・届出が必要となりますので、下記の事例を参考にいただき、対応方よろしくお願い致します。

記

(就業規則変更例)

第〇条〇項

第〇項（又は第〇項）の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第〇項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。

ただし、労働者が第〇項（又は第〇項）の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。